



大田原市の総合計画

大田原市政策推進課 政策企画係

「総合計画」とは？

■ 「総合計画」とは…

- 従来、総合計画の基本構想は、地方自治法により議会の議決を経て策定することが義務づけられていましたが、平成23（2011）年の法改正で法律による義務付けはなくなりました。
- これは、地方分権の機運が高まっている中で、各自治体の自主性を尊重し、それぞれの地域に合わせた創意工夫を発揮する観点から法律が改正されたものです。
- 一方で、総合計画は市のまちづくり及び市政運営の基本方針として必要なものであり、本市では、自治基本条例第13条第1項において、総合計画を策定することとしています。また、地方自治法第96条第2項の規定に基づき、基本構想については市議会の議決を経るべき事項としています。

「総合計画」とは？

【参考：地方自治法】

- ◆第2条第4項（※H23年の改正で削除。現在は別の規定になっています。）
市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。

- ◆第96条第2項（※この規定に基づき、基本構想を議決事項としています。）
前項に定めるものを除くほか、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件（法定受託事務に係るものにあつては、国の安全に関することその他の事由により議会の議決すべきものとすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）につき議会の議決すべきものを定めることができる。

「総合計画」とは？

■ 「大田原市総合計画」とは…

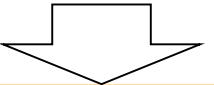
- 市政の方向性を示し、まちづくりの最上位に位置する計画です。ほかにも様々な計画がありますが、多くは「部門別計画」という位置づけになります。
- 本計画の根拠となるものは、「大田原市自治基本条例」です。この条例は、本市の自治における最高規範として制定されたものです。

※大田原市自治基本条例第13条第1項

(行財政運営：効率的な行財政運営を行うために)

市は、自治の基本理念、将来像を明らかにし、市民と協力して自治を推進するためには総合計画を策定するものとする。

大田原市総合計画（市の最上位計画）



部局横断的な計画（例）



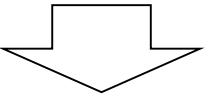
整合・調和

行政改革大綱

未来創造戦略
(地方版総合戦略)

過疎地域持続的
発展計画

国土強靭化地域
計画



部門別計画（例）

地球温暖化
防止実行計画

子ども・子育て
支援事業計画

高齢者福祉計画
介護保険事業計画

男女共同参画
行動計画

現行総合計画の構成（概要）



■ 基本構想（10か年）→**8か年に変更**

まちづくりの基本的な指針を定めた計画であり、まちづくりの基本理念、目指す将来像と施策の大綱から構成されるもの。

■ 基本計画（各5か年）→**各4か年に変更**

基本構想で示した将来像を具現化するために必要な施策、実施事業を体系化しているもの。

■ 実施計画（2か年）

基本計画で示した施策を推進するための主要な事業を、財源（事業を実施するための経費）の裏付けとともに明らかにしたもの。ローリング方式により毎年度見直し、予算編成の指針としています。 6

現行総合計画の構成（基本構想）



基本理念 (大田原市民憲章に基づくもの)

基本理念1
自然と共生した快適で美しいまち

基本理念2
歴史と伝統を継承した文化の高いまち

基本理念3
生きがいと活力があふれる豊かなまち

基本理念4
人を育み、敬い支えあう明るいまち

基本理念5
一人ひとりが主役で、協働する住みよいまち

知恵と愛のある 協働互敬のまち おおたわら (まちの将来像)

基本政策1 豊かな自然と調和する、安らぎある快適な環境のまちづくり

基本政策2 歴史や伝統文化を継承し、豊かな心を育むまちづくり

基本政策3 次代につなぐ賑わいを創生する、魅力と活力あふれる産業のまちづくり

基本政策4 いたわり、支えあい、すべての市民が健康で安心して暮らせる心のかよったまちづくり

基本政策5 市民にひらかれた安全で安心な明るい地域をともにつくるまちづくり

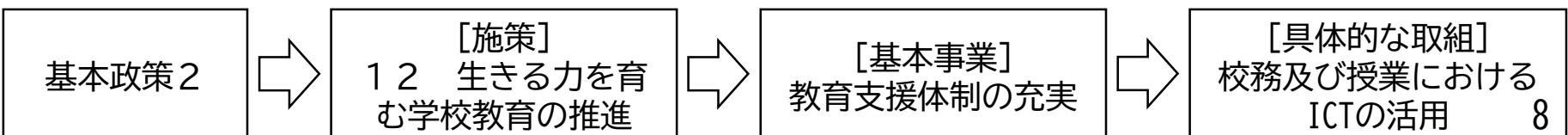
基本政策6 情報化と広域連携を進め、効率的・効果的な行財政運営のまちづくり

現行総合計画の構成（基本計画：前期【H29～R3】）



基本計画は、基本構想で定めた基本政策に基づき分野別計画を定め、具体的な取組に落とし込みます。また、組織・分野にとらわれない目的別の計画として、重点テーマを設定しています。重点テーマについては、大田原市未来創造戦略（地方創生に関するもの）の基本目標と整合性を取っています。

(例)



現行総合計画の構成（基本計画：後期【R4～R8】）



○大田原市の将来像

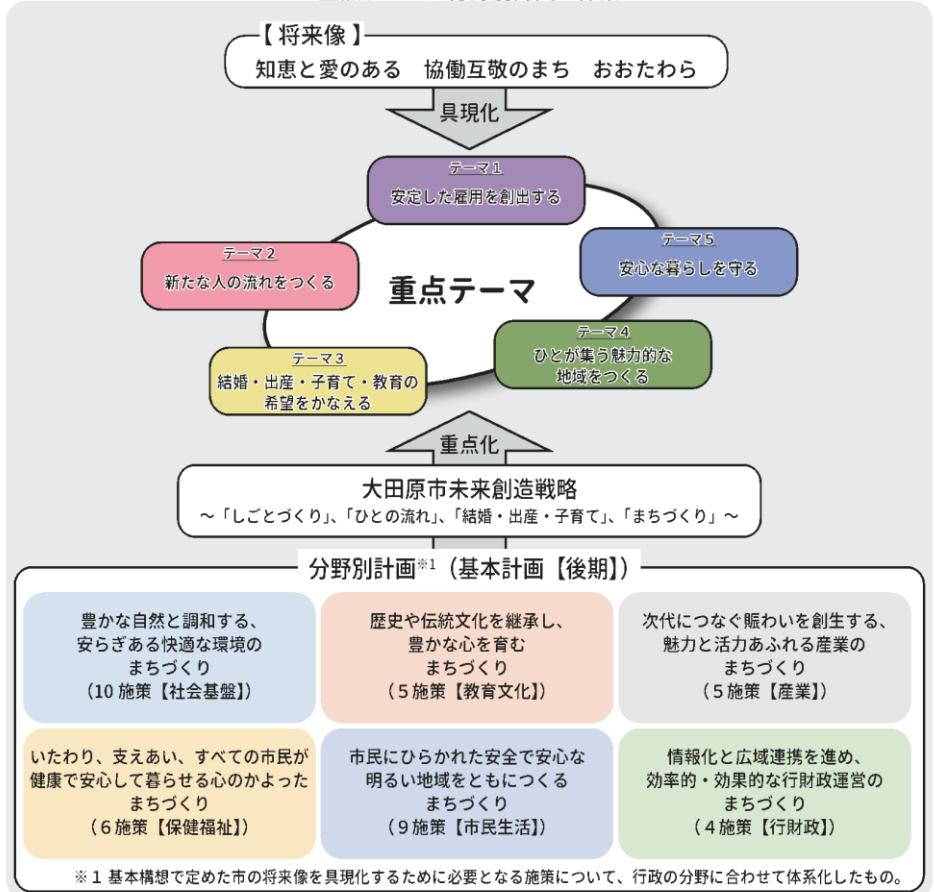
知恵と愛のある 協働互敬のまち おおたわら

私たちは先人が築き、守り続けてきた自然や歴史、文化に培われた社会を受け継ぎ、『未来につなぐ国造り』を合言葉に、互いに知恵を出し合い、思いやりの心や郷土愛を育み、互いに敬い共に汗を流して働くことで、いつまでも住み続けたいと思う愛着と誇りを持てる活力あふれる豊かなまち、「知恵と愛のある 協働互敬のまち おおたわら」を大田原市の将来像とし、その具現化を目指します。

○基本計画【後期】の構成

行政の組織・分野にとらわれない目的別計画である「重点テーマ」と、各分野に合わせて体系化した計画である「分野別計画」で構成しています。

重点テーマ、分野別計画の体系



将来像

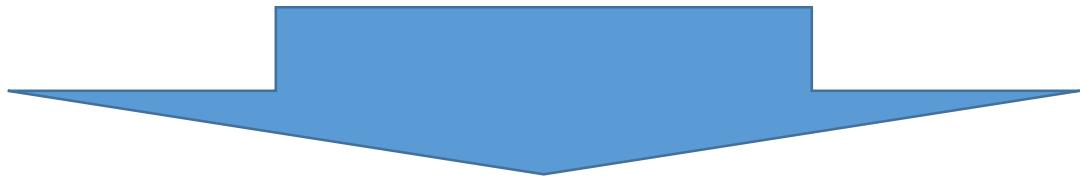
基本政策

施策

- | |
|-------------------------|
| 1 生活環境の向上 |
| 2 自然環境の保全 |
| 3 廃棄物対策の推進 |
| 4 住宅の整備と多世代が微笑む生活の推進 |
| 5 土地利用対策の推進 |
| 6 都市基盤の整備 |
| 7 道路・河川の整備 |
| 8 公共交通の整備 |
| 9 上水道の健全な運営 |
| 10 下水道の整備 |
| 11 生涯学習社会づくりの推進 |
| 12 生げる力を育む学校教育の推進 |
| 13 文化・芸術の振興 |
| 14 スポーツ・レクリエーションの振興 |
| 15 国際化への対応と国内交流の推進 |
| 16 農業の振興 |
| 17 林業の振興 |
| 18 商業の振興 |
| 19 工業の振興 |
| 20 観光の振興 |
| 21 健康づくりの推進 |
| 22 結婚支援と子育て支援の充実 |
| 23 高齢者福祉の充実と介護保険事業の充実 |
| 24 障害者にやさしいまちづくりの推進 |
| 25 地域福祉の充実と生活困窮者への支援の充実 |
| 26 社会保障の充実 |
| 27 防犯体制と対策の充実 |
| 28 防災体制の充実 |
| 29 交通安全対策の推進 |
| 30 消費者保護対策の充実 |
| 31 市民参加行政の推進 |
| 32 広報広報活動の充実 |
| 33 自治会・コミュニティの活性化 |
| 34 人権尊重意識の普及と高揚 |
| 35 男女共同参画の推進 |
| 36 行政の効率的・効果的な運営 |
| 37 財政の健全運営 |
| 38 広域連携の推進 |
| 39 地域情報化の推進 |

■ 「実施計画」とは

- 総合計画推進のための主要事業（事業費が500万円以上となる事業）を計画的に実行するため、2年間の事業費等の計画を財源の裏付けとともに明らかにするもの。（年度ごとの具体的な事業計画）
- 2年間のローリング（令和6年・令和7年⇒令和7年・令和8年）で毎年度見直しを行っている。
- 計画上長期で継続的に実施すべき事業や、見直しの時点での時代背景や市政方針に合わせて実施すべき事業について、予算を編成する前段階で政策的な見地、財政的な担保の部分について総合的に判断する。
- 手順としては、各部署からの要求に基づきヒアリングを行い、全体を取りまとめた上で次年度の実施計画を決定する。



実施計画に基づき、事業ごとに予算を計上し、事業を実施。

総合計画策定までのプロセス（概要）



プロセス	概要
市民意識調査	<p>基本構想・前期基本計画及び後期基本計画の策定時に、市民を対象に大田原の住み心地、今後求める市の姿等、市民の方々の意見を把握するためのアンケート調査を実施し、政策の方向性を検討する材料とします。</p>
総合計画審議会 ↑ ↓ 総合計画策定委員会	<p>総合計画の策定に当たり、市長の諮問（諮問機関に意見を求める手続き）に応じて総合計画に関する事項について調査及び審議を行う会です。委員は国・県の職員（土木事務所）、関係団体の役員（商工会議所など）、大学教授等により構成されます。</p> <p>審議会の意見は、計画策定に反映させ、最終的な計画案に対して、審議会の答申をいただきます。</p>
	<p>総合計画の骨子となる基本構想及び基本計画を検討し、策定する庁内の委員会です。委員は市の副市長、各部の部長で構成し、計画案の検討、作成を行います。</p>



議会の議決（基本構想）を経て策定

大田原市総合計画策定基本方針

令和9（2027）年度を初年度とする大田原市総合計画の策定に当たっては、次の事項を基本的な方針とします。

1 趣旨

本市では、平成29年度から令和8年度までの10年間を計画期間とする「大田原市総合計画 おおたわら国造りプラン」を策定し、「知恵と愛のある 協働互敬のまちおおたわら」を将来像とした基本政策を推進し、まちづくりを進めてきました。

この間、成長社会から人口減少社会への転換に加え、気候変動に起因する自然災害の頻発化・激甚化、国際情勢の影響等による物価の高騰が市民生活や地域経済に影響を与え、また、デジタルトランスフォーメーション（DX）の進展、脱炭素・循環型社会実現に向けた機運の高まり、働き方改革、ダイバーシティ（多様性）など、社会のあり方や人々の価値観、ライフスタイルなども大きく変化しつつあります。

この先も、次の世代へ引き継ぐまちづくりを行う上で、本市の歴史、自然、産業等の地域資源を改めて見つめ直し、新たな課題、多様な社会変化に対応すべく、大田原市自治基本条例（平成25年条例第35号）第13条第1項の規定により自治の基本理念、将来像を明らかにし、市民と協働して自治を推進するため、新たな総合計画を策定するものです。

2 計画の構成

総合計画の構成については、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」の3層構造とします。また、計画は、大田原市民憲章及び大田原市自治基本条例の内容を尊重するものとします。

○基本構想

本市を取り巻く時代の潮流を踏まえ、目指すべきまちの将来像を示し、それを実現する上でのまちづくりの基本政策を中心とした施策の大綱を定め、長期的な市政の展望を示します。

○基本計画

基本構想で示したまちづくりの実現に向けて、市が取り組むべき政策、施策及びそれらの方向性の中期的な展望を示します。政策及び施策の内容に応じたアウトカム指標、KPI等の目標を設定し、まちづくりの進捗を管理する機能も有します。

○実施計画

基本計画に掲げる政策及び施策を実現するための主要な事業を財源の裏付けとともに明らかにし、各年度の予算編成の指針とします（短期的計画）。

○大田原市未来創造戦略との一体化の検討

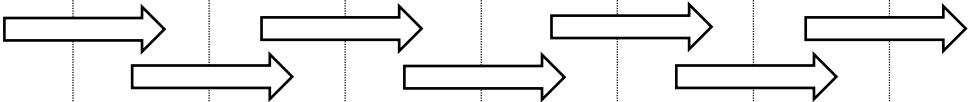
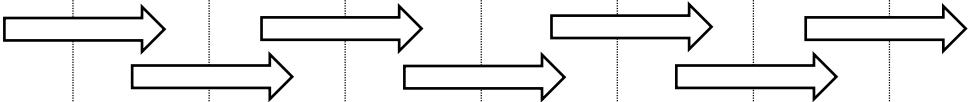
地方創生に特化した部局横断的な計画として、まち・ひと・しごと創生法第10条に定める市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（デジタル田園都市国家構想総合戦略）である大田原市未来創造戦略を策定しておりますが、総合計画におけるまちづくりの総論と、地方創生における取組の趣旨に共通性が高いことから、国、県等の動向を踏まえつつ、総合計画と未来創造戦略を一本化し、一体的な管理及び運用を図ることを検討します。

3 計画期間

基本構想【長期的展望】は令和9（2027）年度を初年度とする令和16（2034）年度までの8年間を計画期間とします。

基本計画【中期的展望】は、前期・後期それぞれ4年間の計画期間とし、前期は令和9年度から令和12年度まで、後期は令和13年度から令和16年度までとします。実施計画【短期的計画】は2年間の計画期間とし、ローリング方式により毎年度改訂を行うものとします。

■計画期間のイメージ

	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
基本構想	基本構想（8年）							
基本計画	前期基本計画（4年）				後期基本計画（4年）			
実施計画 ※毎年度見直し								

4 基本構想及び前期基本計画の策定時期

- (1) 基本構想は、令和8年11月の庁議・調整会議において審議、同年12月市議会定例会に議案を提出し、議決を経た上で策定します。
- (2) 前期基本計画は、令和9年3月までの庁議・調整会議において審議の上で策定します。

5 計画の策定に係る体制

(1) 総合計画審議会

総合計画の策定に当たり必要な事項を調査及び審議するため、大田原市総合計画審議会条例（平成22年条例第29号）に基づく学識経験者、市民等を委員とする総合計画審議会を組織し、基本構想及び前期基本計画の案について諮問し、答申を得るものとします。

(2) 市民の参画

幅広く市民からの意見及び提言を求め、総合計画に反映させるため、市民意識調査、住民ワークショップ、パブリックコメント等を実施するとともに、他の事業計画策定における調査等の結果についても適宜活用していくものとします。

また、市広報、ホームページ、SNS等の各種媒体を活用し、総合計画の策定状況について市民への情報提供に努めます。

(3) 策定に係る府内組織

全庁的な取組の中で、計画の策定に必要な調査及び検討を行うための組織として、総合計画策定委員会（部会及びワーキンググループを含みます。）を設置します。

(4) その他

策定の経過において、周辺自治体との連携や関係機関へのヒアリング等、考慮すべき事項が生じた場合は検討を行います。

6 各年度の主な取組・スケジュール

令和7年度及び令和8年度の主な取組及び想定スケジュールに関しては、次のとおりです。ただし、検討内容や進捗状況に応じて変更が生じる場合があります。

■令和7年度

時期	主な取組内容
4月	基本方針及び総合計画策定委員会設置要領を府議・調整会議に付議
6月	総合計画策定支援業務委託先の選定（プロポーザル方式）
	総合計画策定支援業務委託事業者との契約内容の調整
7月～	基礎データ・資料収集
9月17日	総合計画審議会（委員委嘱、諮問、策定方針の提示等）
11月～	市民意識調査等の実施
第3四半期	総合計画策定委員会（策定方針、スケジュールの提示等）
第4四半期	おおたわら国造りプラン後期基本計画達成状況各課ヒアリング
年度内	市民意識調査等の実施に係る市議会への報告（全員協議会）

■令和8年度

時期	主な取組内容
第1四半期	総合計画審議会（市民意識調査等の実施に係る報告、策定進捗等）
	総合計画策定委員会（基本構想及び前期基本計画策定に係る調査、検討、内容協議等）
第2四半期	総合計画策定委員会（基本構想素案の決定、前期基本計画策定に係る調査、検討等）
	総合計画審議会（基本構想素案の説明、審議等）
	基本構想素案の策定、パブリックコメントの実施
第3四半期	総合計画策定委員会（パブリックコメント実施結果を踏まえた基本構想案の最終調整、前期基本計画素案の決定等）
	総合計画審議会（基本構想案の審議【答申】、前期基本計画素案の説明、審議等）
	基本構想案の庁議・調整会議への付議、市議会定例会へ議案の提出 議会の議決による基本構想の策定
	前期基本計画素案の決定、パブリックコメントの実施
第4四半期	総合計画策定委員会（パブリックコメント実施結果を踏まえた前期基本計画案の最終調整）
	総合計画審議会（前期基本計画案の審議【答申】）
	前期基本計画の庁議・調整会議への付議
	基本構想及び前期基本計画の公表、議会への報告

7 事務局

総合計画の策定に係る庶務は、総合政策部政策推進課が担当します。

大田原市総合計画策定スケジュール

資料 1 - 3

(R7.9.17)

年月	住民等	審議会	庁内策定委員会	市議会	備考
令和7年 7月					業務委託
8月					基礎データ収集
9月		審議会① 委員委嘱			↓
10月			委員会① 部会①		↓
11月	市民意識調査 開始				↓
12月	市民意識調査 終了		各課ヒアリング		
令和8年 1月	市民ワークショ ップ				
2月	関係団体ヒアリ ング				
3月					市民意識調査結果 報告(全員協議会)
4月					
5月		審議会② 市民意識調査結果 報告	委員会② 部会②		
6月			委員会③ 構想素案決定		
7月		審議会③			
8月					パブリックコメント実施 情報提供
9月	基本構想パブリッ クメント				
10月			部会③ 委員会④ 構想案確定 基本計画素案		
11月	基本計画パブリッ クメント	審議会④ 基本構想答申 基本計画素案		パブリックコメント実施 情報提供	庁議・調整会議 付議
12月				議会上程 基本構想議決	
令和9年 1月			委員会⑤ 基本計画案決定		
2月		審議会⑤ 基本計画答申			
3月				基本構想及び基本 計画報告	庁議・調整会議 付議